

事務連絡
令和 8 年 2 月 13 日

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長 殿

警察庁交通局運転免許課長
警察庁交通局交通企画課長

仮免許及び運転免許試験の受験資格に係る年齢要件引下げ等の高等学校等に対する周知について（依頼）

準中型自動車仮免許及び普通自動車仮免許の取得並びに準中型自動車免許及び普通自動車免許に係る運転免許試験の受験資格に係る年齢要件を現行の 18 歳から、17 歳 6 月に引き下げることを内容とする道路交通法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 34 号。以下「改正法」という。）が令和 8 年 4 月 1 日より施行されます。

若年者、特に高校生の運転免許取得に関しては、これまでも就職における運転免許の必要性といった観点から累次の制度改正が図られてきたところであり、今般の制度改正も特に高校生の免許取得時期に関わる内容であることから、その趣旨について高等学校等に了知いただくことが、改正法が所期の効果を発現するためにも重要であると考えています。

つきましては、貴省におかれましても、各都道府県教育委員会等を通じて、高等学校等の教職員及び生徒に対し、下記の内容等について周知が図られるよう、よろしくお取り計らいください。

記

1 普通仮免許等の年齢要件の引下げについて

これまで、準中型自動車及び普通自動車の仮免許及び運転免許試験の受験資格に係る年齢要件は 18 歳とされており、特に、高校 3 年生の者のうち、誕生日が 1 月から 3 月までである者は、3 月末時点において指定自動車教習所を卒業する者の割合が低く、いわゆる「早生まれ」の高校生のうち高校卒業後に就職を予定している者は、就職までに運転免許を取得することが困難な場合があるという不均衡が生じていたところ、本改正によって、これらの不均衡が解消されることとなります。

また、今般の制度改正により、「早生まれ」の者以外の高校生でも、運転免許試験の受験をより早期に行うことができることとなり、自動車教習所等への入所時期等について、より柔軟に選択できることが期待されます。

一方、一部の高等学校等においては、校則により在学中の運転免許の取得を制限している場合や、自動車教習所に入所できる時期や年齢を制限している事例があると承知しております。貴省におかれましては、過去にも各都道府県教育委員会等を通じて、高等学校等に対して、時代の進展等に応じた校則の積極的見直しや、自動車教習所から相談があった場合の適切な対応を周知されてきたと承知しているところ、今般の制度改正が社会的な要請を踏まえて行われたことに鑑みて、学業等との両立に配慮しつつ、計画的な運転免許取得がなされるよう、ご協力をお願いいたします。

2 自動車教習所への入所時期について

自動車教習所への入所については、一部の高等学校等における校則の影響もあり、例年、高等学校等卒業予定者の運転免許取得時期が1月から3月に集中し、自動車教習所のいわゆる繁忙期の一要因となっており、高等学校等卒業予定者の円滑な運転免許取得に支障が生じるおそれもあります。こうした状況をご理解の上、貴省におかれましても、運転免許の取得に関し、学業等の両立に配慮しつつ、運転免許の取得を目指す高等学校等の生徒が、計画的に運転免許を取得することができるよう、高等学校等卒業予定者の入所時期についてもご配慮をお願いいたします。

3 その他交通安全上の留意事項等

準中型自動車免許及び普通自動車免許の年齢要件は引き続き18歳であるため、18歳になる前に運転免許試験に合格した場合でも18歳になるまでは運転免許を取得することができないなど、今般の制度改正の留意事項や、仮免許を取得した者が自動車を運転する際のルール等についても併せて周知いただき、高等学校等の生徒が安全に運転免許を取得することができるように、ご協力をお願いいたします（別添1参照）。

このほか、改正法により、同じく令和8年4月1日から、16歳以上の自転車運転者が交通反則通告制度（いわゆる青切符）の対象となることなども踏まえ、警察庁においては交通安全教育のための各種広報資料（別添2～4）を作成しておりますので、高等学校等の生徒の交通安全教育にご活用いただき、交通社会の一員として交通ルールを遵守する意識の向上を図っていただくよう、ご協力をお願いいたします。

普通仮免許等の年齢要件の引下げについて【令和8年（2026年）4月1日施行】

改正の内容

- **準中型仮免許**及び**普通仮免許**の年齢要件を**18歳から17歳6か月に引き下げ**。※仮免許の有効期間は、引き続き6か月。
- 仮免許による練習後に受験可能になる準中型免許及び普通免許に係る**運転免許試験の受験資格要件**も18歳から17歳6か月に引き下げ。



留意点

- **準中型免許及び普通免許の年齢要件は引き続き18歳**なので、18歳より前に運転免許試験に合格した場合でも、18歳になるまでは免許を取得することはできません。
- 仮免許証の6か月の有効期間内は、**練習又は試験・技能検定のために限り「仮免許で運転するときのルール」**（下記参照）を守った状態でのみ運転することが認められています。
- **免許を取得する前に他の都道府県に転居した場合**、免許を取得するためには転居した先の免許センター等で**「成績証明書」を提出**して、免許申請をする必要があります。
- ⇒ 運転免許試験に合格後、**免許を取得する前に他県に転居予定がある場合は**、転居前の住所を管轄する免許センター等で**必ず「成績証明書」を取得してください（その他、教習所の卒業証明書等の必要な書類については、免許センター等にお問合せください。）。**

仮免許で運転するときのルール

- 仮免許を取得した者が練習のために自動車を運転しようとするときは、**必ず指導者**（その自動車を運転することができる免許を3年以上を保有している者等）を**助手席に同乗**させ、その指導の下で運転しなければいけません。
- 仮免許を取得した者が練習のために自動車を運転しようとするときは、その自動車の前面及び後面に**必ず「仮免許練習中」**であることを示す標識（横幅30cm以上、縦幅17cm以上）を付けて運転しなければいけません。



令和8年4月1日から 自転車に青切符が適用されます

免許はなくてもドライバー

ルールを守って責任ある運転を!



16歳以上
が対象

～青切符(交通反則通告制度)導入後の指導取締りについて～

これまで同様、基本的には「指導警告」が行われ、悪質・危険な違反が取締りの対象となります。

携帯電話使用等 (保持)



反則金
12,000円

信号無視



反則金
6,000円



警察庁 自転車 交通安全

検索

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/bicycle/portal/index.html>

警察庁・都道府県警察

交通ルールを守って
つながる笑顔



自転車の指導取締りの基本的な考え方



自転車の交通違反を認知した場合、**基本的には、現場での「指導警告」を行います。**ただし、交通事故の原因となったり、歩行者や他の車両にとって危険・迷惑となったりするような、**「悪質・危険な違反」であったときは、取締りを行います。**

指導取締りの基本的な考え方は、青切符導入後も変わりません。

交通反則通告制度とは

「反則行為^{*1}」をした16歳以上の運転者が取締りを受けると、青切符(反則行為となるべき事実の要旨等が記載された書面)が交付され、定額の反則金の納付が通告されます。通告を受けた者が反則金を納付したときは、刑事手続へ移行せず、起訴されない(いわゆる「前科」もつかない)制度をいいます。

※1 反則行為：道路交通法の違反行為のうち、信号無視や指定場所一時不停止等といった、警察官が実際に見て、明らかに違反行為を行ったと判断できるものとして定められたもの

交通反則通告制度

反則行為



青切符

反則金を納付

終結

刑事手続

重大な違反^{*2}や交通事故を起こしたとき

※2 重大な違反(非反則行為)：酒酔い運転・酒気帯び運転、妨害運転、携帯電話使用等(交通の危険)、ひき逃げ等



赤切符等

反則金を不納付

刑事手続へ

出頭・取調べ、
裁判、罰金の納付等

反則行為と反則金の一例

12,000円

●携帯電話使用等(保持)

7,000円

●遮断踏切立入り

6,000円

●信号無視 ●安全運転義務違反
●通行区分違反(逆走、歩道通行等)
●横断歩行者等妨害等

5,000円

●指定場所一時不停止等
●無灯火 ●自転車制動装置不良

3,000円

●並進禁止違反
●軽車両乗積制限違反(二人乗り等)

自転車運転者講習とは

自転車の運転に関し、道路における交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反行為(危険行為)を反復して行った者に対して、公安委員会が、交通の危険を防止するための講習の受講を命じる制度をいいます。

受講の命令に従わなかった者は、5万円以下の罰金に処せられます。

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止等、携帯電話使用等、通行区分違反等

スマートフォンを
使用しながらの運転は、
重大事故につながります。



歩きスマホも
キケン!!



ながら
スマホは
ならぬ!

危ない!!



「ながらスマホ」は、**法律で禁止**されています。
自動車、自転車ともに

※ 手で持っていないくても、運転中に画像を注視することは、禁止されています。

交通ルールを守って
つながる笑顔

警察庁・都道府県警察



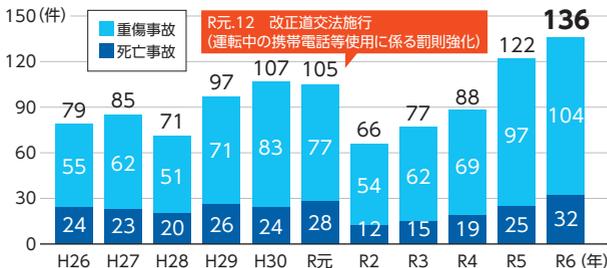
「ながらスマホ」による死亡・重傷事故が増加しています!



自動車運転者による交通事故

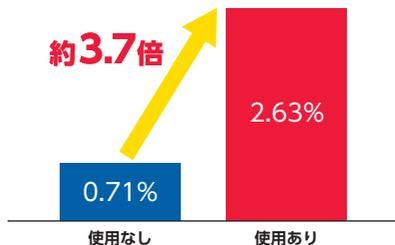
令和6年中の自動車運転者の「ながらスマホ」による死亡・重傷事故件数については、**平成26年以降最多の136件**で、**年代に関係なく死亡・重傷事故**を起こしています。また「ながらスマホ」による**死亡事故率は、不使用時と比べ約3.7倍**高くなっており、スマートフォン等を操作したり、画面を見たりするその一瞬が、死亡事故につながります(グラフ参照)。

■「ながらスマホ」による死亡・重傷事故件数の推移



(注)・第1当事者が自動車(乗用車、貨物車、特殊車)の件数である。
・携帯電話、スマートフォン等の使用が要因となって発生した事故を集計した。

■携帯電話等使用有無別死亡事故率比較 (令和2年から令和6年までの合計)



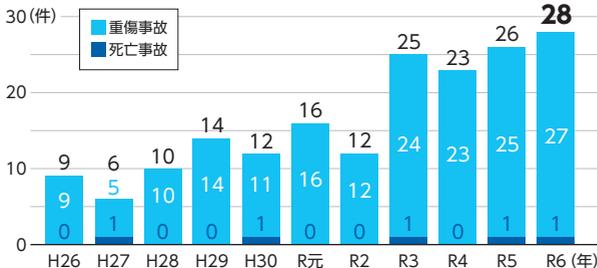
(注)「死亡事故率」とは、交通事故のうち死亡事故の占める割合をいう。



自転車利用者による交通事故

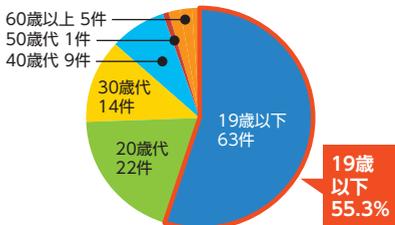
令和6年中の自転車利用者の「ながらスマホ」による死亡・重傷事故件数については、**平成26年以降最多の28件**で、**年齢層別では、19歳以下が約6割**を占めています(グラフ参照)。

■「ながらスマホ」による死亡・重傷事故件数の推移



(注)自転車者が第1又は第2当事者となった事故のうち、自転車運転者の携帯電話、スマートフォン等の使用が要因となって発生した事故を集計した。

■「ながらスマホ」による年齢層別死亡・重傷事故件数 (令和2年から令和6年までの合計)



(注)自転車運転者(第1・第2当事者)の年齢層により区分して集計した。

罰則等

	罰則	反則金	点数※
携帯電話等を通話のために使用し、又は手で保持して画像を注視した場合	6月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金	大型車2万5000円、普通車1万8000円、二輪車1万5000円、原付車1万2000円、自転車1万2000円(令和8年4月1日から)	3点
上記の行為や携帯電話等を手で保持しないで画像を注視して、交通の危険(交通事故、歩行者の妨害等)を生じさせた場合	1年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金	適用なし	6点(免許停止)

※ 自転車による違反には、点数が付されません。

自転車のスマホ・酒気帯び

罰則強化

ダメ!!

ながらスマホ



ダメ!!

酒気帯び運転



令和6年11月1日

道路交通法改正

自転車運転中の新たな罰則

携帯電話使用等 ▶ 最大1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

酒気帯び運転 ▶ 3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

警察庁・都道府県警察

交通ルールを守って
つながる笑顔



自転車の危険な運転に 新しく罰則が整備されました



運転中ながらスマホ



スマートフォンなどを手で保持して、自転車で乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

※停止中の操作は対象外

違反者は、

6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合、

1年以下の懲役又は30万円以下の罰金



酒気帯び運転および幫助



自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は、

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、

2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

「運転中ながらスマホ」、「酒気帯び運転」は
自転車運転者講習制度の対象になります。

自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反(危険行為)を反復して行った者は講習制度の対象となります。※受講命令違反 5万円以下の罰金

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止、遮断踏切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。